

大阪大谷大学教育・学修支援センター規程

(令和2年3月25日 制定)

(名称)

第1条 大阪大谷大学（以下「本学」という。）に大阪大谷大学教育・学修支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、全学的な教育活動の継続的な改善（FD）、教育のプロセスと結果の分析（教学IR）及び学修支援に関する施策の企画・開発を行い、大学教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育内容・方法の改善に関する事項
- (2) 教育効果の評価方法の開発・実施に関する事項
- (3) 教員の教育力向上の支援に関する事項
- (4) 学修支援、初年次教育の企画に関する事項
- (5) 大学教育に関する情報収集、教学データ収集・分析に関する事項
- (6) ラーニングコモンズの管理・運営に関する事項

(運営組織)

第4条 センターは、次に掲げる者によって構成し、運営する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) 教育・学修支援系の職員

(センター長)

第5条 センターに大阪大谷大学教育・学修支援センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、学長がこれを任命する。
- 3 センター長は、センターの事業を統括しセンターを代表する。
- 4 センター長の任期は2年とし、再任は妨げない。原則として、3期以上連続して重任することはできない。

(副センター長)

第6条 センターに大阪大谷大学教育・学修支援副センター長（以下「副センター長」という。）を置く。

- 2 副センター長は、センター長がこれを指名する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの事業を掌理するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任は妨げない。

(センター教員)

第7条 センターに大阪大谷大学教育・学修支援センター教員（以下「センター教員」という。）を置く。

- 2 センター教員は、学長がこれを任命する。
- 3 センター教員は、センターの事業計画に参画し、教育・学修支援に関わる教育、研究及びその他の業務を行う。
- 4 センター教員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(学科代表委員)

第8条 センターに各学科から選出された大阪大谷大学教育・学修支援学科代表委員（以下「学科代表委員」という。）を置く。

2 学科代表委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第9条 センターにセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、運営上の重要な事項に関する審議・調整を行う。

2 運営委員会は、センター長が召集し、議長として議事運営にあたる。

3 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学科代表委員
- (4) センター教員

4 センター長が必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

5 構成員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その期間は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(IR委員会)

第10条 センターに、大阪大谷大学IR委員会を置き、大学教育に関する情報収集及び教学データを収集し、分析・提言を行う。

2 IR委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第11条 構成員は、個人情報に関する事項について、センター長の許可なく教育・学修支援の目的以外には使用してはならない。

(個人情報)

第12条 個人情報に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第13条 センターの事務は、教育・学修支援係が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。